

運営規程

(通所型サービス相当事業・A型事業)

社会福祉法人 周厚会

カトレヤデイサービスセンター

社会福祉法人周厚会 介護予防・日常生活支援総合事業における
指定第1号通所事業（通所型サービス相当事業・A型事業）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人周厚会が設置するカトレヤデイサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する北アルプス広域連合介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（通所型サービス相当事業・A型事業）（以下、「通所型サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適切な通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練、運動・レクリエーション等を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 通所型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

5 長野県及び北アルプス広域連合が条例等で定める基準等の内容を遵守し、事業を運営する。

（事業の運営）

第3条 通所型サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 カトレヤデイサービスセンター
- (2) 所在地 大町市平1955番地971

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤、専従または兼務）

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うと

ともに、通所型サービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 従事者

生活相談員（相当事業） 1名以上（常勤または非常勤、専従または兼務）

看護職員（相当事業） 1名以上（常勤または非常勤、専従または兼務）

介護職員 4名以上（常勤または非常勤、専従または兼務）

機能訓練指導員 1名以上（常勤または非常勤、専従または兼務）

従事者は、通所型サービスの業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、当法人が特別に定めた場合はこの限りではない。

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、12月31日から1月2日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午後9時00分から午後17時00分までとする。

(通所型サービスの利用定員)

第7条 通所介護等の利用定員は通所介護と介護予防通所介護と第1号通所事業（通所型サービス相当事業・A型事業）を合計して次のとおりとする。

1日 1単位 30名。

（相当事業 1日 1単位 定員30名）

（A型事業 1日 1単位 定員30名）

(通所型サービスの内容)

第8条 通所型サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴

(3) 日常生活動作の機能訓練

(4) 健康チェック

(5) 送迎

(6) アクティビティ（介護予防）

(7) 相談・助言に関する事（相当事業） など

(受給資格等の確認)

第9条 当法人は、通所型サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証により、被保険資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間を確認する。また、被保険者証に認定審査会の意見等が記載されている場合には、その指

示に従って提供するものとする。

- 2 利用者が要支援認定等を受けていない場合等は、利用者の意向を踏まえて申請の援助を行う。

(指定居宅介護支援事業所等との連携)

第10条 通所型サービスの提供にあたって、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく通所型サービスの提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し利用希望者に対して提供が困難と認めた場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講じる。

(通所介護計画等の作成等)

第11条 通所型サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等支援者の状況を十分把握し、通所介護計画書等を作成する。また、既に居宅サービス計画等が作成されている場合には、その内容に沿った通所介護計画書を作成する。

- 2 通所介護計画書等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。作成した通所計画書等は、遅滞なく利用者に交付する。
- 3 利用者に対し、予防支援計画書等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービス提供記録の記載)

第12条 通所介護従事者は、通所型サービスを提供した際には、その提供日、提供時間、提供した具体的なサービスの内容、その他必要な事項を記録する。また、通所型サービスについて、介護保険法第41条第6項または法第53条第4項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける居宅サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

(利用者に関する市町村への通知)

第13条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は意見を付して市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしに通所型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽り、その他不正な行為によって保給付を受け、または受けようとしたとき。

(利用料等及び支払いの方法)

- 第14条 通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、「北アルプス広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例」上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。
- 2 第15条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所型サービスに要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり100円徴収する。
- 3 **食費は、660円を徴収する。**
- 4 おむつ代は、契約書に記載の通りとする。
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 7 通所型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 9 通所型サービスの利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第15条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。
- (1) 相当サービス事業：大町市、松川村、白馬村、池田町
- (2) A型サービス事業：大町市全域

(衛生管理等)

- 第16条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行い、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第17条 利用者は通所型サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 2 サービス利用にあたってのその他の留意事項は別に定める。

(緊急時等における対応方法)

- 第18条 通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第19条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

- 第20条 通所型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した通所型サービスに關し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した通所型サービスに係る利用者からの苦情に關して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第21条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第22条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第23条 事業所は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(掲示・広報)

第24条 当法人は、当該事業所の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務体制等の必要事項を掲示する。

2 本事業については事実に基づき広報ができるものとする。

(会計の区分)

第25条 本事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第26条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

2 事業所は、通所型サービスに関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人周厚会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第27条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を北アルプス広域連合へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に通所型サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(規程の改廃)

第28条 本規程の改廃は評議員会による。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成30年 1月 1日より施行する。
この規程は、令和 5年 2月 1日より施行する。
この規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。